

熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金条例の制定について

熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者及び漁業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給事業及び保証料助成事業に要する経費の財源に充てるため、熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の利子補給事業及び保証料助成事業の実施に必要な財源に充

てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(提出理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者及び漁業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給事業及び保証料助成事業に要する経費の財源に充てるための新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。